

令和4年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

環 境 省

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 環境月間における取組について

令和4年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指します。

環境省では以下のような政策を実施しており、これらに関連する各種行事等を実施します。

○令和4年度環境省重点施策

・時代の要請への対応

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度温室効果ガス排出を2013年度比46%削減し、さらに50%の高みに挑戦。それを実現すべく、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への“3つの移行”を推進します。

- 「脱炭素社会」への移行
- 「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行
- 「分散型社会」への移行
- カーボンプライシング
- 環境外交の強化

- 不変の原点の追求

環境庁創設以来、半世紀間の変わらぬ使命である「人の命と環境を守る」取組を追求。また、東日本大震災・原発事故からの復興・再生については、放射性物質による汚染からの環境再生に向けて全力で取り組むとともに、未来志向の取組等を展開します。

- 人の命と環境を守る基盤的取組
- 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組

※重点施策の詳細は以下をご参照ください。

http://www.env.go.jp/guide/budget/r04/4_1.html

また、これらに加えて、以下のような観点に重点を置いて、環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施します。

- 科学的な知見の身近なレベルでの理解

環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

- 環境政策・取組への理解と参加

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。また、国、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関、研究機関等の幅広いステークホルダーが連携・協力して取り組みます。

さらに、令和2年3月末に統合を決定した以下の月間及び週間に関連した取組についても、「環境月間」と統合的に実施しています。

なお、従前より、地域の実情等に応じて実施している環境美化活動について、引き続き、「ごみゼロの日」等において実施することを妨げるものではありません。

- ごみ減量・リサイクル推進週間
- オゾン層保護対策推進月間
- 地球温暖化防止月間
- 大気汚染防止推進月間

3 . 実施方針

(1) 実施期間

環境の日： 6月5日

環境月間： 6月1日から30日までの1か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿う取組等を実施し、国民への意識啓発及び理解醸成を働きかける。

- ・ 講演会、シンポジウムなどの開催や、SNS等を活用した情報発信の強化による意識の啓発
- ・ 展示会や説明会などによる知識の普及
- ・ 省エネ機器導入、再エネ電気導入、節電などの省エネ実践活動の促進
- ・ リデュース・リユース・リサイクルの取組推進
- ・ 食品ロス削減に向けた取組推進
- ・ 不法投棄監視強化や、清掃活動、植樹等による地域美化の取組推進
- ・ 自然に親しむ野外活動の推進
- ・ 飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・ 環境保全への貢献に関する表彰